

令和8年度静岡茶海外戦略展開支援事業公募要領

令和8年6月5日

静岡県経済産業部農業局お茶振興課

1 目的

海外需要に応じた静岡茶の輸出を促進する取組の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展、世界に通用する静岡茶ブランドの構築を推進することを目的とします。

2 補助の対象

海外販路開拓支援事業

茶業関係団体及び産業支援機関等で組織するコンソーシアムが連携して行う、海外での大規模販路開拓に取り組む事業

3 事業実施主体、補助率（額）及び補助額の上限

事業実施主体	補助率（額）	補助額の上限
県内の茶業関係団体及び産業支援機関等の2者以上により組織する共同事業体等	1/2 以内	700 万円

4 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月末まで

※交付決定前着手については、静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第9の規定に定めるとおり

5 応募の流れ

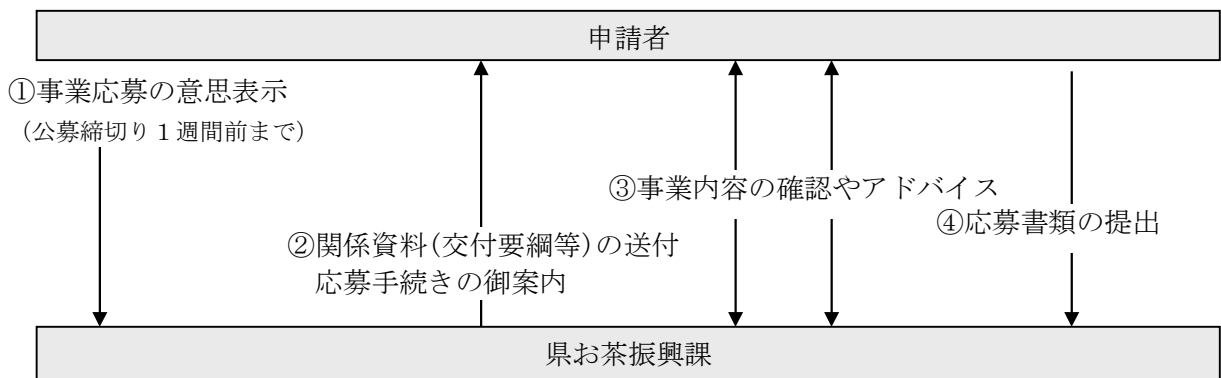
①本事業への応募を検討している方は、公募締切り1週間前までに、県お茶振興課まで御連絡願います。

②連絡を確認後、交付要綱等関係資料の送付及び応募手続きを御案内します。

③事業計画の作成に当たっては、県の担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスを行います。

④応募書類は、県お茶振興課に提出してください。

※応募書類の提出に当たっては、③の過程を経る必要がありますので、必ず事前に御連絡をお願いします。



6 応募書類の提出先

提出先	
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県経済産業部農業局お茶振興課	電話番号：054-221-2684 メールアドレス：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

7 公募期間等

(1) 公募期間

公募期間	
開始	締切
令和8年6月5日（金）	令和8年7月3日（金） 17時必着

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

8 交付対象事業の選定

- (1) 静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第5の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査において交付対象事業の選定を行います。
- (2) 審査会にて申請者によるプレゼンテーションを実施します。ただし、応募状況によっては、事前に書類審査を行うため、参加できない場合があります。成果目標における割合又はポイントが高いほど採点が高くなります。また、予算の範囲内での採択となるため、交付対象事業として選定されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。

9 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 採択時や事業終了時に、採択されたコンソーシアム名称のほか、代表機関及び構成員の名称、事業計画の概要、事業の実績（成果物の画像等を含む）等について、県のホームページで公表すること。
- (2) 事業内容や成果について、発行物への記事掲載等に協力を要請する場合があること。

10 注意事項

- (1) 本事業への応募にあたっては、静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を熟読願います。
- (2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行が確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類等が無ければ補助対象経費として認められません。
- (3) ブースデザイン等については、対面（東京都含む）またはWebでの打合せを実施し、「静岡茶ブランディングプロジェクト」の方針に従うことを採択条件としておりますので、予めご了承の上、お申し込みください。

11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班
電話：054-221-2684
Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp